

労働保険料の納付には口座振替が便利です。

2/27までのお手続きで
令和5年度（全期・第1期）の
労働保険料から口座振替に！

1. 口座振替の申込手續

手数料
なし

納期に
ゆとり

納め忘れも
ありません

手續きはとても簡単

「**口座振替依頼書**」を取引先の金融機関窓口へ提出するだけ

全期・第1期の納期については、通常の法定期限より**58日間もゆとり**ができます。

登録完了後には口座情報等を、口座振替前には金額等を、振替後には振替結果を通知いたします。

期	申込期限	法定期限	振替日
全期・第1期	令和5年2月27日	令和5年7月10日	令和5年9月6日
第2期	令和5年8月14日	令和5年10月31日	令和5年11月14日
第3期	令和5年10月11日	令和6年1月31日	令和6年2月14日

注1 口座振替は、全国の銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫、労働金庫、信用組合等でご利用になれます。

取扱金融機関は、ホームページにご案内があります。

注2 口座振替お手続き後、年度更新申告書のご提出には、電子申請、郵送または労働局・監督署窓口をご利用ください。

注3 労働保険番号ごとにお手続きが必要です。

2. 申込用紙（口座振替依頼）

申込用紙は、厚生労働省ホームページにご用意しています。
よくあるご質問等ホームページにご案内しております。

<http://www.mhlw.go.jp/>（労働基準→労働保険の適用・徴収）

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、労働保険徴収課にお願いします。

愛知労働局

TEL: 052-219-5501

※ お問い合わせは平日（月～金曜日、祝日除く）の午前8時30分～午後5時15分